

調査研究活動実績(令和6年4月～令和7年3月)

議員名(西内 隆純)

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況概要は次の通りである。

○選択的夫婦別姓制度導入による問題点についての調査研究

本調査は、近年その導入に関する議論が活発化している「選択的夫婦別姓制度」について、導入推進派の主張を検討するとともに、制度導入によって生じる社会的影響を多面的に考察したものである。

まず、制度の最大の論点は、「姓」が家族単位の呼称として果たしてきた機能が失われる可能性がある点にある。姓は、単なる個人の呼称ではなく、家族という社会の基礎的な単位を象徴するものであり、最高裁平成 27 年判決でもその意義が確認されている。選択的であるとはいえ、制度が導入されれば、結果的に「姓」は個人のものであり、家族の呼称としての意味を薄め、戸籍制度の根幹にも変質を及ぼしかねない。また、JNN の令和 6 年 7 月調査では、68%の国民が「戸籍では同姓を維持すべき」としており、多数の国民意識と乖離した制度導入には慎重な検討が求められる。

次に、制度が家族の一体感や親子の絆に与える影響も看過できない。夫婦が同姓であることは、対外的な家族の証であり、また、子どもが両親と同じ姓を名乗ることは、家族の一員としての自覚や安心感につながっている。令和 3 年内閣府調査でも、69%が「子どもに悪影響がある」と回答しており、こうした家族の心理的・文化的側面に対する理解が必要である。

推進派の主張として挙げられている6つの主な論拠についても検討を行った。

第1に、結婚改姓による不利益の解消については、現在すでに旧姓併記が可能な各種制度(マイナンバーカード、免許証、国家資格など)が整備されつつあり、残る課題についても「旧氏の通称使用に関する法律」の制定によって対応可能と考えられる。

第2に、アイデンティティ喪失の問題は、個々の事情に属するものであり、制度によって一律に解決すべき性質のものではない。夫婦が協力し合い、互いに譲り合って円満な家庭を築くという価値観もなお重要である。

第3に、夫婦同姓が女性差別であるとする意見については、民法 750 条が姓の選択を男女いずれにも認めている以上、「夫の姓に統一されがち」という現実の是正こそが先であり、制度変更が唯一の解決策ではない。

第4に、家名の継承については、むしろ別姓制度の導入が家名の機能を損ねる結果となる可能性が高く、目的と手段が乖離している。

第5に、国際比較の観点では、各国はそれぞれの宗教的・歴史的背景に基づいた制度設計をしており、単純な制度輸入には慎重であるべきである。

第6に、少子化対策として制度を捉える見解もあるが、現実には結婚時に姓をめぐる議論が発生し、むしろ結婚のハードルが上がるおそれがある。また、姓の決定をめぐる祖父母を巻き込んだ家族内対立が生じる可能性も否定できない。

さらに留意すべき点として、制度導入にあたっては、たとえ「選択的」であっても、移行期において全家族が「同姓か別姓か」を選択する必要がある、行政・民間問わず大きな対応コストを伴うことが想定される。

これらの調査結果を踏まえれば、制度導入によるメリットは限定的である一方、社会制度や家族観、親子関係に与える影響や、国民の多数意見との乖離、さらには行政的・経済的コストを総合的に考慮すると、その導入は拙速であるとの結論に至った。

○『建国記念の日』制定過程についての調査研究

土佐山田町繁藤小学校に建立されている『神武天皇像』の修復作業を依頼されたことを契機として、像にまつわる歴史を紐解く中で、神武天皇像と同小学校で実施されていた『紀元節』奉祝行事が、『建国記念の日(2月11日)』の制定に深く関わっていることが明らかとなった。

2月11日は、戦前まで日本のはじまり(肇国)の日であり『紀元節』(祝祭日)として定められていたが、敗戦後の占領軍指令によりすべての祝祭日が廃止された。

祝祭日の復活は、「サンフランシスコ講和条約締結後に紀元節を復活したい」との吉田首相答弁や、様々な運動の後押しを受けて、昭和23年に祝日法が成立すると、元日、天皇誕生日、憲法記念日、こどもの日(端午の節句)、秋分の日、文化の日(明治節)、勤労感謝の日(新嘗祭)などの祝祭日については復活が成し遂げられたが、ここに『紀元節』は含まれなかった。

『紀元節』復活の契機は、昭和31年2月11日に行われた土佐山田町繁藤小学校『溝淵忠広』校長による『紀元節』奉祝行事によってもたらされた。

同校において、学校を休みとして『紀元節』奉祝行事が行われていたことが全国報道されると、その是非について文部大臣が答弁する一大騒動に発展した。世論は大いに沸き、『紀元節』復活に向けた運動が再燃することとなった。

8回目の議員法案提出を重ねたのち、ついには政府提案によって『祝日法改正案』(昭和41年)が成立し、翌年の2月11日、敗戦から22年の歳月を経て『紀元節』は『建国記念の日』として復活した。

この間、繁藤小学校では、杉本秀義PTA会長の「戦後、紀元節を最初に復活した学校らしく、神武天皇像を建てよう」との発案をもとに、荒木文部大臣の筆による「日本紀元の復興を呼び起こしたところ」の碑文を掲げた、台座を含め高さ15メートルの『神武天皇像』が建立されることとなった。

その『神武天皇像』も、約60年もの間に受け続けた風雨によって損壊し、意匠の要をなす金鶏も失われたままとなっている。また『紀元節』奉祝行事も、事情を知る人の減少と地区の過疎化・高齢化により存続が困難となっている。

今後は、建国記念の日の制定過程と繁藤地区のかかわりを多くの人に知ってもらふ事業の展開、像の修復、さらには本県の重要な文化的史跡としての活用などに取り組んでいきたいと考えている。

○水素エネルギーの将来性についての調査研究

本調査は、水素エネルギーの将来性について、岩谷産業株式会社の水素本部および水素技術開発部へのヒアリングと、水素ステーションの視察を通じて現状と課題を把握することを目的として実施した。調査を通じて、水素エネルギーが持つ社会的期待の大きさと、その実現に向けた課題が浮き彫りとなった。

まず、水素は燃焼時に二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとして、脱炭素社会の実現に向けた中核的エネルギー源としての期待が高まっている。特に移動手段としての燃料電池車(FCV)や、再生可能エネルギーとの組み合わせによるエネルギー貯蔵・輸送手段としての活用が注目されている。

ヒアリングでは、日本国内における水素供給の多くを岩谷産業が担っており、水素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていることが明らかとなった。しかし、水素の社会実装を進めるうえでの課題として、都市ガスのような広範な供給インフラの整備が不可欠であり、そのためには水素ステーションなどのインフラ設備にかかる初期コストの抑制が重要であることが指摘された。

また、水素の取扱いに関しては、従来の化石燃料の知見に基づく厳格な安全規制が適用されているが、水素自体はそれほど高いエネルギー密度を有しているわけではない。そのため、安全性を確保しつつも、現実的な運用を可能にするためには、科学的根拠に基づいた規制の見直しが必要であるとの見解が示された。これにより、インフラ導入コストの削減が期待される。

一方で、エネルギー密度の低さは、既存の化石燃料に比べて水素がエネルギーキャリアとして劣る側面でもあり、あくまで補完的な役割や特定の用途への限定的な導入が現実的ではないかという見方もできる。したがって、水素の社会実装には、その特性に応じた適切な技術開発と制度設計が不可欠であると結論づけられる。

○本県の周産期医療体制についての調査研究

本調査は、高知県における周産期医療体制の現状と課題を明らかにし、今後の医療体制の在り方について検討することを目的として実施したものである。医師会、看護職、助産師等へのヒアリングを通じて、実情に即した多面的な意見を収集した。

高知県は東西に長く、かつ中山間地域を多く抱えるという地理的特性を有している。一方で、近年の少子化の進行により、県全体の出産数は減少を続けており、それに伴い出産施設の維持や医療人材の確保が困難になっているのが実情である。こうした状況の中、限られた医療資源を効率的に活用し、一定の質を維持する周産期医療体制を維持するには、どうしても高知市に中核的な医療機能を集約する必要があるとの意見が多く聞かれた。

一方で、地域住民の視点からは、出産のために長距離を移動することに不安や負担を感じる声も根強く、地域で安心して出産できる体制の確保が求められている。特に妊婦や家族にとって、分娩施設が身近にあることは心理的にも大きな安心材料である。

このような中、今後の方策としては、妊婦の健康状態やリスクに応じたトリアージを行い、分娩施設の機能分化による適切な振り分けが重要であると考えられる。例えば、ハイリスク妊婦はNICUなどの高度医療機能を持つ高知市の基幹病院での分娩を推奨する一方で、低リスク妊婦については中山間地域や東西の地域における一次医療施設や助産所での分娩を推進することで、地域医療資源の有効活用と妊婦の安心感の両立を図ることができる。

また、妊婦搬送体制の強化や、遠隔医療によるリスク管理支援の仕組み構築も、今後の制度設計の中で検討すべき重要な要素である。

結論として、高知県の地理的・人口動態的な特性を踏まえれば、医療の中核機能の集約と、地域における安全な出産体制の確保という、二つの観点を両立させる柔軟な医療体制の構築が必要である。県全体のネットワークを生かした周産期医療の再設計が、今後の重要な課題となる。

○能登半島地震についての調査研究

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県能登地方を中心に甚大な被害をもたらした。最大震度7を観測し、家屋の倒壊、火災、道路の寸断など、地震災害が多様な形で地域に影響を与えた。本調査では、内灘町、輪島市、能登町の被災状況を視察し、地震および液状化、火災等について現地での実情を確認した。また、医師会等主催の講演会において、避難所運営の課題についても学んだ。

まず、能登半島は南北に長く、加えて道路インフラが脆弱なこと、過疎高齢化が進行していることから、災害初期の対応に大きな困難を伴った。被害の全貌が把握されるまで時間を要し、支援物資の到着や被災者の救出・移送も難航した。この点は、東西に長く中山間地域を多く抱え、過疎化と高齢化が深刻な高知県にとっても、他人事ではなく、極めて重要な教訓といえる。

特に輪島市では、火災による甚大な被害が加わり、市街地が広範囲に焼失するなど、都市災害としての側面も顕著であった。また、能登町では、地震による住宅倒壊やライフラインの寸断が地域住民の生活を直撃しており、避難生活の長期化が深刻な課題となっていた。

講演等を通じて明らかになった大きな課題は、「避難所生活の環境整備の遅れ」である。仮設トイレの衛生状態、十分でない入浴設備、栄養に配慮されない食事などが、被災者の健康を大きく損ない、災害

関連死や認知症発症の一因となっているという報告も確認された。今後、災害時において「命を守ったその後」の生活の質をいかに確保するかが、自治体の備えとして問われている。

さらに、政府はこのたび、南海トラフ地震の被害想定の見直しを行った。これを受け、高知県でも最新の科学的知見と他地域の教訓を反映した防災計画のバージョンアップが求められている。具体には、迅速なトリアージに基づく医療・福祉支援体制の強化、山間部・離島との通信・輸送手段の確保、そして避難所の「居住環境整備計画」の策定などが急務である。

結びに、能登半島地震の被害は、単なる自然災害にとどまらず、地域社会が抱える構造的な脆弱性をも浮き彫りにした。高知県もまた、同様の課題を抱える地域であることを直視し、今後の南海トラフ地震への備えに、今回の知見を最大限に活かしていく必要がある。